

釣り人、遊漁船業者、  
プレジャーボート等を運航する皆様へ

令和8年4月から新ルール

# くろまぐろ釣りに届出制導入



下瀬環 沖縄さかな図鑑  
(沖縄タイムス社)

## 届出対象・届出期間

- ① 遊漁者（釣り人）：最初にくろまぐろを探捕しようとする日の1営業日前まで
- ② 遊漁船業者：令和8年1月1日から令和8年3月20日まで
- ③ 遊漁船以外の船舶を運航する者：令和8年1月1日から令和8年3月20日まで



広域漁業調整委員会指示に基づく届出をせずにくろまぐろを探捕したこと等が確認された場合は、この指示に従うべき旨の命令（裏付命令）が発出され、この命令に従わない場合には、罰則（1年以下の拘禁又は50万円以下の罰金）が適用されます。

▲届出はシステムから可能です。詳しくは[こちら](#)。